

船舶事故調査報告書

令和3年11月24日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和3年5月13日 16時10分ごろ
発生場所	沖縄県久米島町久米島西方沖 久米島灯台から真方位286° 18.6海里付近 （概位 北緯26° 27.4′ 東経126° 23.8′）
事故の概要	船種船名不詳の船舶は、航行中、また、漁船優美丸は、西南西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和3年6月23日、主管調査官（那覇事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 船種船名不詳 B 漁船 優美丸、4.9トン ON3-100208（漁船登録番号）、個人所有 第295-45854号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 不明 B 船長B、一級小型・特定
負傷者	A 不明 B なし
損傷	A 不明 B 左舷船首部に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、平均風速 5.6m/s、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	A船は、航行中、B船と衝突したが、航行を続けた。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、連日操業を行い、漁場を移動しようと久米島西方沖の漁場に向けて針路243°、対地速力7.0ノットの自動操舵として操縦室の操縦席に座っていたところ、疲労を感じていなかったが居眠りに陥り、航行を続けた。 船長Bは、船体に衝撃を感じて目を覚まし、A船の右舷中央部とB船の左舷船首部とが衝突していることを認め、A船からB船を離れた後、A船が北方に向けて航行する大型船であることを認めたものの、船種及び船名を確認することができず、遠ざかっていたのを見た。 船長Bは、所属する漁業協同組合（以下「本件漁協」という。）に本事故の発生を連絡し、本件漁協から海上保安庁に通報され、B船は、救援に駆け付けた僚船と並走しながら、自力航行で鳥島漁港へ帰港した。
分析	A船は、航行中、B船に向かって航行を続けたことから、B船と衝突したものと考えられるが、A船が特定されておらず、衝突に至った

	<p>状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>B船は、久米島西方沖を西南西進中、船長Bが、操縦室の操縦席に座って居眠りに陥り、航行を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、疲労を感じていなかったものの、連日の操業で疲労が蓄積し、操縦席に座って楽な姿勢となったことから、居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が航行中、B船が西南西進中、A船がB船に向かって航行を続け、また、船長Bが操縦室の操縦席に座って居眠りに陥り、航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操業が連日続いている場合、疲労を感じていなくても、身体を動かすなどして居眠りの防止に努めること。 ・ 航行中、他船と衝突した疑いがあった場合、停止して確認し、救助等に当たること。